

令和元年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	これまでの検討状況	令和元年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
保険料率	<p>【共通公費の範囲】 ①過年度の保険料収納見込み(一般分) ②保険者努力支援制度(都道府県分) ③都道府県2号繰入金(府独自インセンティブ分)を活用した保険料引き下げ</p> <p>【被保険者数・所得の推計方法】 令和元年度推計結果の分析及び令和2年度国提示推計方法の妥当性(コーホート要因法含む)を踏まえ、国が示す推計方法とおり実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 府全体の共通公費の範囲の検討 ①過年度の保険料収納見込み(一般分) ②府独自インセンティブの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 府全体の共通公費の範囲の検討 ①過年度の保険料収納見込み(一般分) ・過去3ヵ年の平均収納額の65%を基本とし、平成28～平成30年度調定額の平均を直近値の平成30年度の調定額で算出した変動率(今年度のみ100%上限・来年度検討)を乗じた額を納付金に設定。 ②保険者努力支援制度(都道府県分) ・引き続き、保険料引き下げ財源として活用。 ③府独自インセンティブの活用 ・保険者努力支援制度(市町村分)の一人当たり最低交付ラインを限度に、一部を引き下げ財源に活用。
保険料減免・軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子減免 検討スケジュールを整理。加えて、全市町村への意見照会を実施。 ● 保険給付費等交付金(普通交付金)の対象 普通交付金の交付対象は、原則、『大阪府国民健康保険運営方針の別に定める基準及び同基準に基づく運用を満たしている場合のみ』であるが、保険料減免に係る普通交付金について、運用に基づくシステム改修をはじめとする準備を要することも踏まえ、令和元年度までは、運営方針の別に定める基準を満たしていれば、交付対象とする(経過措置として、運用については、これまでの各市町村の取扱いとすることも可能とする)。なお、令和2年度以降について、原則通りの取扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子減免 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子減免 国における議論内容や検討状況を踏まえ対応を検証。
標準 収納率	<p>直近の収納率実績や、保険料抑制効果を勘案し、算定の基となる値を平成27～29年度実績に変更するとともに、令和元年度の設定条件を以下のとおり変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲0.5% ● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/4 ● 努力分 実収納率+0.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度決算状況を踏まえた検証 	<p>以下のとおり条件を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1% ● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2 ● 努力分 実収納率+0.5%